

一関市議会 産業建設常任委員会 記録

会議年月日	令和6年12月9日(月)			
会議時間	開会	午後2時47分	閉会	午後4時29分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 小野寺 道 雄		副委員長 佐 藤 敬一郎	
	委 員 齋 藤 禎 弘		委 員 猪 股 晃	
	委 員 岡 田 もとみ		委 員 小 山 雄 幸	
	委 員 千 田 恭 平		委 員 佐 藤 浩	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	伊藤主任主事			
紹介議員	なし			
出席説明員	小野寺商工労働部長、伊藤工業振興課長、渡辺観光物産課長、須藤商政・労政課長、菊地花泉支所産業建設課長ほか5名			
本日の会議に付した事件	<p>所管事務調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業用地の整備状況と市内企業の投資状況について ・花と泉の公園の運営状況について ・県内の地域ジョブカフェの設置状況について ・東北銀行一関支店跡地の企業版ふるさと納税寄附申出について 			
議事の経過	別紙のとおり			

産業建設常任委員会記録

令和6年12月9日

(開会 午後2時47分)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開会します。

本日の会議には、商工労働部長の出席を求めました。

録音、録画、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は御案内のとおりであります。

初めに、産業用地の整備状況と市内企業の投資状況についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

小野寺商工労働部長。

商工労働部長 : 産業用地の整備状況と市内企業の投資状況についてであります。現在、整備を進めております(仮称)一関インター西産業用地の整備につきまして、本年度事業用地の取得を予算化し、事務を進めてきたところであります。地権者からの売買の承諾を受け、土地売買仮契約の締結に至りましたことから、今般、産業用地の整備状況と併せて説明するものであります。

あわせて、市内企業の投資状況についても御説明いたします。

資料につきましては、工業振興課長から説明いたします。

委員長 : 伊藤工業振興課長。

工業振興課長 : それでは、お手元の資料で、まずA4判2ページのものと同面2ページ、データとそれから紙で同面はお手元にあるかと思えます。

そちらで説明させていただきます。

まず初めに、1、(仮称)一関インター西産業用地の整備についてです。

事業概要を改めて申し上げます。

規模につきましては、事業用地面積約20ヘクタール、そのうち分譲予定面積が約10ヘクタールでございます。

場所は、東北自動車道一関インターチェンジから西に約4.5キロメートルの一関市萩荘字長根地内ほかでございます。

場所につきましては、同面の1枚目の左側に赤く楕円形で囲ってある場所でございます。

こちらが一関インター西産業用地でございます。同2枚目には開発計画図を載せてございます。

茶色で示してあるところが通路で、それから黄色い部分が分譲を予定している場所でございます。ここが約10ヘクタールあるということでございます。

資料1ページに戻りまして、地権者は市が所有する山林部分を除き7名でございます。

概算事業費は、インフラ整備費を除きまして約27億円でございます。

次、(1)の経過でございます。

まず、令和4年度に整備候補地を、先ほど申し上げました萩荘字長根地内ほかに選定いたしました。

令和5年度には、地権者への事業計画の説明や住民説明会の開催、それから測量調査に関する周知チラシの配布、それから測量調査設計の委託と不動産鑑定評価を実施したところでございます。

令和6年度は事業用地の取得に向け、地権者7名と交渉してきたところでございますし、それで全ての地権者から合意を得られました。

土地売買の仮契約の締結が今般完了したというところでございます。

なお、この事業用地の取得につきましての議案は、令和7年市議会定例会2月通常会議において提案する予定でございます。

(2)の今後の見通しでございますけれども、年明け令和7年1月に都市計画法に基づく開発行為の協議、それから森林法に基づく林地開発の協議を行いまして、令和7年3月中の協議成立を目指して事務を進めているところでございます。

3月下旬には、調査測量設計の業務委託が完了し、造成工事費の積算を開始、それから4月に入りまして、立木伐採業務委託の入札を行いたいと考えてございます。

9月には、造成工事費についての補正予算を提案する予定としております。

それから10月には、造成工事の入札を行う、そういったスケジュールを想定してございます。

令和8年度中の一部区画の分譲開始を目指しておりますし、令和9年度中には全区画の分譲を目標としております。

整備スケジュールの概要は、1ページ目の下段の表のとおりでございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

2、企業の投資状況について御説明いたします。

この表は、企業に対する支援策でございます。

令和6年度の市の補助金の一覧でございますが、表の左端には分類として(1)は、設備投資に対する補助金、(2)は、これも設備投資に関するものですが、固定資産税相当額を補助するもの、あるいは対象資産の固定資産税そのものを免除するものでございます。

(3)は、従業員の人材育成や人材の確保につながる補助金、(4)IT・ソフト関連でございます。

表中左から2列目には補助金名、右に移っていきまして令和6年度の予算額、同じく補助金交付見込み、一番右端には雇用見込みと続きます。

雇用見込みの人数につきましては、設備投資などを行うに当たって活用する補助金のうち、新規雇用者の創出を要件の一つにしているもので、申請書に記載のあった各企業の新たな雇用者の計画人数でございます。

括弧書きで表記してあるものもございますが、これは補助金名上から4つ目ですが、市内企業生産拠点整備事業費補助金、これは新規雇用補助金の交付要件にはしてございませんけれども、この補助金を活用した設備投資などで企業が計画する雇用者の数を参

考に示してございます。

補助金の交付見込みの欄は、補助金ごとに補助金を活用する企業数と補助額を集計した数字で表記してございます。

一番下、下段の合計金額、交付見込みで言えば3億3,266万円余りですが、表の中段に固定資産税免除額というものがございすけれども、この額は含めない数字となっております。

あくまでも補助金ベースの金額でございすので、投資額というのはまたさらに大きくなってございす。

次に、3番の学校跡地等活用産業用地の貸付状況について御説明いたします。

(1)に、これまでに貸付けを決定した実績を載せてございます。

令和5年6月に条例改正をいたしまして、用途を廃止した市立学校や幼稚園などを工場や事業所等の立地を目的として貸し付けるときは、一関市産業用地の貸付けに関する条例の規定によって、時価よりも低い価格で貸し付けることができるとしたものですが、その条例改正以降の貸付けの実績です。

令和5年度は1件、令和6年度は3件の計4件でございまして、貸付物件や貸付けの相手方の内訳は、この表のとおりでございす。

(2)のその他ですけれども、これまで貸し付けた4件のほかに、物件の問合せがあったものや、実際に現地を案内した施設もございす。

現在、その相手方で検討いただいている案件も複数ございす。

今後につきましても、市内外の企業の訪問の際や市内の空き物件、事業用地の問合せを受けた際には、相手方のニーズに合う物件を積極的に紹介していくなど、学校跡地等活用産業用地の貸付けにも結びつけたいと考えているところでございす。

説明は以上でございす。

委員長 : これより質疑を行います。

猪股委員。

猪股委員 : それでは、私のほうから2点ほどちょっと確認をしたいと思ひます。

1点目は、一関インター西産業用地の関係ですが、隣接にJAライスセンターがありますが、そこは乾燥調製施設なので作業するに当たって発生する騒音とかも含めてあると思うのですけれども、JAいわて平泉側からの話だったのですけれども、そこに新しく来るところからクレームとかというようなことを受けるようなことはないようにしてもらいたいというようなお話をされていたことがあるのです。

そこら辺まで具体の検討、どういう業者が来るか分からない状況なのであれですけれども、ただちょっとそういう懸念材料も隣接地では持っているというようなことがありましたので、その部分のお考えを何かお持ちであればお聞かせいただきたいと思ひます。

それが1点です。

それからもう一つは、3の学校跡地等の活用の関係についてですけれども、いろいろ施設の有効利用ということで図られていいなと思ひております。

旧室根西小学校と東小学校、それぞれ用途で業者が入っているのですけれども、学校

敷地全部なのか、どこか部分的なものなのか、そこら辺情報としてお知らせいただきたいと思います。

委員長：伊藤工業振興課長。

工業振興課長：まず、1点目の騒音に関することですが、まだ具体的には業者が決まっていないうちでそういった話までは至っていないところでございますが、想定しているこの産業用地の分譲、お使いいただくことを想定している会社は製造業を中心にと、製造業には限らないのですが、そういったところも含めて考えてございます。

製造業に限定するものではございませんけれども、そういったところも入ってくるかと思えますし、それからあとはライスセンター側には山林というか、この図面で言えば緑色で緑地として、緩衝帯というかそういったところも設ける計画になってございますので、具体的にどのぐらいの音がするものかとかそういったところは、実際お話があったときに確認しながら進めたいと思っております。

それから、旧室根西小学校、東小学校跡地の件ですが、実際今お使いいただいているのは体育館を中心にお使いいただいておりますけれども、貸付けの範囲とすれば校庭、校舎も含む全部でございます。

委員長：猪股委員。

猪股委員：そうすると、実際借りているのはそこだけですが、全部を管理したりするとうような前提で貸しているというようなことなのでしょうか。

委員長：伊藤工業振興課長。

工業振興課長：建物、それから校庭、それから周辺の草刈りまで含めて管理していただくことで契約してございます。

委員長：猪股委員。

猪股委員：ちょっと今の部分で、実際そのお金としてもらっている部分というのは実際使っているところだけで、管理はサービスの的に全部やっているというような構図なのか、全部を貸していてその相応のお金をもらっているものかということを確認したいと思います。

委員長：伊藤工業振興課長。

工業振興課長：貸付範囲及び貸付金額の算定の基準となる面積については、全体でございます。

ここは条例改正して、貸付金額を通常よりも安く、使っていただきやすいような制度にして安く貸しているということもございまして、一体的にお使いいただいております。

た。

なので、土地の面積、建物の延べ床面積、全て算定して貸付金額を決めてお支払いいただくという考え方で延べ床面積です。

委員長：猪股委員。

猪股委員：ちょっと今の関連で、体育館と外の草刈りくらいは、その管理というような部分で分かりますけれども、小学校の校舎の中って使われるのにお金はそれで安くなっているかもしれないけれども、そこまで果たして管理を実際問題できるものなのかとちょっと思ったところがありまして、そこら辺は現実に即したような対応にならざるを得ない部分があるのかと思いますけれども、契約書上はどのような内容だったのでしょうか。

委員長：伊藤工業振興課長。

工業振興課長：契約書上は、土地も建物も全てでございます。

もう少し詳しく申し上げますと、貸付金額を申し上げますと、建物の底地などはただ同然というか、5年間を無償にしておりました。

それから、主に体育館をお使いいただいておりますけれども、管理する上でとか事務所的な要素としてお使いいただくということも踏まえて、お借りいただいているものと思っております。

この先、事業拡張するとか管理していく上で、校舎のほうも含めて管理をしていただくということを御了解いただいた上で、一帯を貸しているということになります。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：西産業用地のこの図面からすると、ほとんどが切土になるのですか。まず1点目、お願いします。

委員長：伊藤工業振興課長。

工業振興課長：この図面で言えば、切土と盛土を平均してというか、あまり土を外に出さないような計画で今考えてございます。

バランスよく切り盛りをしたいなど。

なので、今、一般県道本郷五串線とありますけれども、そこからは少し高い位置からスタートするというイメージでございます。

少し登って1段目。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：何で聞いたかというのは、今回はまず、分譲予定が約10ヘクタール、事業用面

積が約20ヘクタールということですが、奥のほうに行くとこれは盛らなければ使えない土地になるのかと。

今後のことですが、もしやるとすれば、奥のほう、要は南のほうで切って使えるのか、盛って使う格好になるのか、もし増やすとしたらどうなるのですか。

委員長：伊藤工業振興課長。

工業振興課長：この図面の南側ということでございますと、位置的には低いですが、ただこちらの20名を超える共有地が入っていたりしますので、なかなか皆様から御同意いただいて土地を取得するのがちょっと難しいような位置でもございます。

そういったところがクリアできれば、こちらのほうにも拡張の見込みはあるのですが、位置とすれば低い土地ですので、盛らなければならぬところとなります。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：そうではないかなと思って聞いたのですけれども、一般県道本郷五串線2か所に出入口をつくる計画だけでも、本来はこの1本目の真ん中で済むはずだけでも、もう1本、西側につくっているというのは、こんな奥のほうにもそのような要素、予定というか、今は示されなくても開発する可能性がある土地としての場所の選定なのかと自分なりに臆測したのですけれども、例えばこのところは盛らなければいけないところだと。

意外と企業側は嫌がりますよね、盛土に来るというのは。

切土ならともかく、盛土のほうにはなかなか来たがらないと思うので、恐らくここについては限度がここまでなので計画したのか、測量設計の段階でもその辺考慮されているのか、ちょっと確認したいと思います。

委員長：伊藤工業振興課長。

工業振興課長：まず、県道から2本の接続に関しては、これは拡張を見据えて2本にしたわけではございませんで、開発行為上は接続道路は2本以上接続しなさいという基準がございまして、それに基づいて2本見たということでございます。

拡張の可能性については、需要というかそのニーズによって今後決めていくところかと思えますけれども、可能性としては否定しないものでございます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：後々になると思うけれども、どのくらいの企業が来て、どのような従業員の数になるか分かりませんが、最終的にセブンイレブンと亀の井ホテルの入り口のところについては交通整理をしないといけないところになると思うので、それだけの交通量も出てくると思うので、その産業用地を決める際にそういった道路条件も企業側の選

定条件になると思うので、それらについても併せてやっていかなければいけないのではないかと思うけれども、その辺は計画の中では考えているのですか。

委員長：伊藤工業振興課長。

工業振興課長：産業用地ができた後に、どのぐらいの交通量を見込むかということと、それから産業用地の東側から来る交通量がそもそも今幾らぐらいあるかとか、そういったところも想定して今、この交差点の協議であるとか警察や道路管理者などとそういった交通量も踏まえて協議しているところでございます。

委員長：岡田委員。

岡田委員：2番の企業に対する投資状況なのですが、令和6年度の状況ということで、(1)の設備投資から(2)固定資産税、(3)、(4)というように4種類あるのですが、その中で交付見込みということで、例えば一番上の企業立地促進資金利子補給補助金が5社とか以下、3社、1社、11社というようにあるのですが、この中で重複支給されている企業というのはあるのでしょうか。

委員長：伊藤工業振興課長。

工業振興課長：令和6年度の補助金交付見込みの中で申し上げます。

このリストの中に載せてある補助金で、重複する企業は二、三社ございます。

委員長：岡田委員。

岡田委員：一関市の場合は、こうした企業向けに対しての併用の支給というのは、認められているということでよろしいでしょうか。

委員長：伊藤工業振興課長。

工業振興課長：これらの補助金は、例えば一番上の今お話が出ましたものは、立地企業に対するものでございまして、県の貸付けを受けた者に対する利子相当分の補給でありますし、あと設備投資したときに補助するものとございますので、必ずしも1社がどこかの補助金を使えばほかはなしということではなくて、支援メニューとして用意されているものに該当すれば1社で複数の補助金を受けることもあり得ます。

委員長：小野寺商工労働部長。

商工労働部長：補足でございますが、複数の受給といいますかメニューを使えるかということなのですが、例えば投資する場合は投資関係は重複しないというようなことでござ

いまして、投資したものに対して固定資産税がかかりますので、そのときに補助するですとか固定資産税に対して減免するといった形での重複というようなことはあるというようにございます。

委員長：岡田委員。

岡田委員：後日でよろしいので、この企業名が分かるものを資料として提供していただければと思いますがいかがですか、お願いします。

委員長：小野寺商工労働部長。

商工労働部長：企業の経営にも関わるかと思いますので、これまで資料のほうは出していなかったところがございますが、先ほどありました例えばこここのところが重複している企業があるとかといったその件数ですとか、どういった重複の仕方とかといったところであれば後で資料は出させていたきたいと思えます。

委員長：岡田委員。

岡田委員：よろしくをお願いします。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：産業用地の件でお尋ねしますが、この下水について、排水処理はどのようにお考えになっているのかお聞かせください。

委員長：伊藤工業振興課長。

工業振興課長：要するに、浄化槽を設置してその先に流すという考え方でございます。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：浄化槽というのは、産業用地一括した浄化槽なのか、それとも立地した企業ごとに浄化槽を設置するのか、今の段階のお考えをお聞かせください。

委員長：伊藤工業振興課長。

工業振興課長：工業団地全体として設置する考えはなくて、企業それぞれに設置していただく考えでございます。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：そうすると、用水のほうは、これは十分流用確定が水量確保できるように、ここはそうなっているのでしょうか。

県道本郷五串線の下とかその辺に埋まっている水道管があるのでしょうか。

委員長：伊藤工業振興課長。

工業振興課長：国道342号から含めてですけれども、産業用地までの県道沿いのというか、そこに沿った形で並行して送水管の布設まで考えてございます。

企業の使用量、どのくらい水を使うかによっては配水池や送水ポンプなどの増強など必要かと思えますけれども、そういったところは想定しているところでございます。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：そうしますと、この用地の造成なり、先ほど道路の部分とか今の水道の件とかいろいろ開発費用がかかるのですけれども、当然その分については用地の分譲価格に反映させてくるというお考えなのでしょうか。

委員長：伊藤工業振興課長。

工業振興課長：基本的には、係る費用に応じて分譲価格というのは考えるのが基本でございますけれども、これまで分譲してきたほかの分譲地であるとか、また近隣の競争相手とか言ったらあれですけれども、そういったところも含めて、それからあとはこの立地の優位性、どのくらいだと企業さんが買ってくれるか。

御案内のとおり、インターチェンジが近いという物流に関しては優位なところにありますので、そういったところも含めてこれからどれが適正価格か、売れるかというところは考えていくということになります。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：せっかく整備するわけですから、それ相応のPRというのは周知というのがあるかと考えていますが、東北新幹線の中にも冊子が入っていて、あそこによく産業用地の分譲の広告が入っているのです。

最近はやっと分かりませんが、そういったものもありますので、せっかく費用をかけてつくるわけですから、有効な宣伝手段とか広報手段、いろいろ考えて取り組んでいただきたいということでございます。

これは意見でございます。

以上です。

委員長：佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：土地の売買仮契約ができて、そうするともう地権者にはこれくらいという価格については示してあるのですか。

委員長：伊藤工業振興課長。

工業振興課長：買取り金額につきましては示してございます。

委員長：佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：この航空写真を見ると、大半が森林のような感じなのですが、地目は幾つかに分かれているのですか。

委員長：伊藤工業振興課長。

工業振興課長：大半は山林でございませけれども、一部田でありますとか、ため池とかというところもございませ。

委員長：佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：それから開発計画図を見ると、敷地が結構あるという感じはするのですが、今のこれを見ると、20町歩のうち販売する分は10町歩ということで50%です。

非常に効率が悪いという感じがするのですが、この黄色の部分にのり面がつくられるのかどうか、その辺を教えてほしいのですが。

委員長：伊藤工業振興課長。

工業振興課長：図面で示した黄色の部分は平らな部分でございませ。

茶色の部分との間に薄く緑で示してあるところ、ここはのり面になるイメージでございませ。

黄色と茶色の間の薄い緑の辺りがのり面というイメージでございませ。

委員長：佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：それでは、3の学校跡地のところなのですが、貸付期間が旧狐禅寺幼稚園とそれから旧巖美幼稚園とそれぞれ期間が違うのですが、これは何かあるのですか。

例えば旧狐禅寺幼稚園の場合には、令和6年2月から令和7年3月と、次が令和6年から令和9年、次が令和6年から令和11年というように期間がそれぞれです。

その辺の理由を教えてほしいのですが。

委員長：伊藤工業振興課長。

工業振興課長：貸付期間につきましては、相手方との協議の中で契約期間を決めるのですが、これで見ると一番最初の旧狐禅寺幼稚園だけすごく短く見えるのですが、これは契約金額を積算する際に、貸付けする目的の事業をやるに当たって、一旦やってみてと言うと変ですけども、軌道に乗るまでの間短く定めて、その後引き続き借り続けたいという場合は契約延長するという考え方で、当初短くしたというところでございます。

佐藤（敬）委員：分かりました、ありがとうございます。

委員長：小山委員。

小山委員：1の産業用地の開発計画ですが、この黄色い部分が10ヘクタールということで、6ヘクタールと4ヘクタールずつのような感じだけでも、これ今、広大な平らな面積があるときに、調整池というものは設けているのですか。

委員長：伊藤工業振興課長。

工業振興課長：一般的に工業団地の中には必ず、開発するときにはつくられるような調整池については、この敷地の中に設けます。

今考えているのは、その露出というか外に見える形の調整池ではなくて、埋設する調整池を考えてございます。

その上にこの敷地が、黄色の部分に乗るというイメージでございます。

委員長：小山委員。

小山委員：地下にそういう調整池を設けていると、そうすると、ほかの工業団地でもそういうような仕組みになっているのですか。

委員長：伊藤工業振興課長。

工業振興課長：今、小山委員がおっしゃるとおり、地下に設けるものでございまして、直近でございまして一関東第二工業団地の拡張部分、今分譲しているところでございますけれども、あそこも地下に調整池を設けております。

委員長：小山委員。

小山委員：工業用地の大きさによって調整池というのを設けなければならないという規定というのはあるのですか。

委員長：小野寺商工労働部長。

商工労働部長：調整池の考え方につきましては、その開発計画するとき、そこに降った雨量等を排水する際に、規定と言いますかどれくらいの雨量で排水するかというような計算をしまして、そこに応じた調整池を設置するというようなことでございます。

委員長：小山委員。

小山委員：そうすると、そういう面積とかは関係なく、今までのデータを基に計算上で設置するかしないかということが出てくるということですか。

委員長：小野寺商工労働部長。

商工労働部長：土地を造成しますと、どうしても地肌が露出してしまいますので、そういったところで今までの雨の浸透具合とかが違ってきますので、基本的には必要になるかというように考えておりますけれども、こちらのほうにつきましては測量設計する際に、設計業者のほうに委託して適正な流量を計算していただいて、それに応じた調整池を設置するというようなことで考えております。

委員長：ほかに、ございませんか。
佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：調整池を設ける、設けないというのにも基準がありますよね。

まるっきり委託業者のほうで勝手に決めることではなくて、開発基準があって調整池をその面積に応じてつくるのではないですか。

今までのところ全部そのはずだと思います。

今の部長の答弁だと、全然基準も何もないという答弁だけれども、基準はないのですか。

委員長：小野寺商工労働部長。

商工労働部長：基準につきましては、改めて調べまして報告させていただきますが、開発いたしますのでどうしても地肌が露出しますので、当然これまでの雨量と1か所に流れる水量が違ってくると思いますので、その際には調整池が必要になるというように認識しているところであります。

改めてちょっと基準については確認させていただきます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：協議の段階で、それらについては示さないといけないもので、それは設計者の

ほうでやるのではなくて、そして市のほうで県なり国でやらなければいけない内容ではないかと思うのだけれども、それについてでも基準はあるのですよ。

委員長 : 小野寺商工労働部長。

商工労働部長 : 設計業者のほうで設置する、しないというような判断ではなくて、あくまでも協議の中でその流量をどのようにコントロールするかというようなことは協議の中で話されますので、ただ、そのところでどういうような大きさにするかというようなことにつきましては、設計業者の中で設計していただくというような形になります。

設計業者が設置する、しないではなく、私のちょっと言い方が変でした。
協議の中で市と開発行為を所管する部署との協議というようなことでございます。

委員長 : 佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員 : さっき言ったけれども、そこについてはまとめたものをまた報告してください。
やはり、今後もそういった雨量とかを計算しての環境については非常に重大なことになるので、さっき小山委員が言ったように、そこについて調べてください。
報告願いたいと思います。（※後日、追加資料送付あり）

委員長 : 小野寺商工労働部長。

商工労働部長 : 調べて報告いたします。

委員長 : ほかに、ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 : 質疑を終わります。
以上で、産業用地の整備状況と市内企業の投資状況についての調査を終わります。
職員入替えのため、暫時休憩いたします。

（休憩 15 : 28～15 : 29）

委員長 : 再開します。
次に、花と泉の公園の運営状況についてを議題とします。
当局の説明を求めます。
小野寺商工労働部長。

商工労働部長 : 花と泉の公園の運営状況についてであります。令和3年度及び令和4年度におきまして、花と泉の公園施設のリニューアル工事を行っておりますことから、工事後の

運営状況について、改めて説明するものであります。

資料につきましては、花泉支所産業建設課長から説明いたします。

委員長：菊池産業建設課長。

産業建設課長：私のほうから、花と泉の公園の運営状況について説明いたします。

1、施設運営の経過について御説明いたします。

平成7年5月、「ぼたん園」開園。

平成12年4月、「ベゴニア館」開館。

令和3年4月、花と泉の公園改修事業基本構想・基本計画作成、7月、施設の老朽化により「ベゴニア館」閉館。

同年11月から令和4年5月まで、施設リニューアル工事開始。

6月、子どもの遊び場「キッズランドモーリー」をオープンしたところでございます。

2、利用状況についてでございます。

令和6年10月30日現在でございますが、令和5年度から説明いたします。

ぼたん園1万423人、ベゴニア館はありません。

キッズランドモーリー2万2,257人、ドッグラン272人、合計3万2,952人の利用があったところでございます。

令和6年度につきましては10月30日現在でございます。

ぼたん園1万1,075人、キッズランドモーリー1万5,590人、ドッグラン190人、合計2万6,855人の利用があったところでございます。

続きまして、市の決算状況でございます。

令和5年度の決算でございますが、委託料72万7,000円、指定管理料3,551万8,000円、工事費436万3,000円、修繕料78万2,000円、その他11万9,000円、計4,150万9,000円でございます。

4、成果についてでございます。

キッズランドモーリーは、屋内型の子どもの遊び場として徐々に認知され、市外からも訪れているところでございます。

県内・県外の内訳は記載のとおりでございます。

来場者の9割が楽しかったと評価しておりまして、約6割がリピーターであります。

特に、ボルダリングコーナーや砂漠の人気が高くなっております。

入場料収入はありませんが、喫茶コーナーでスイーツが販売され、約8割の来場者がおいしいと好評でございます。

また、七夕やクリスマスなどの季節イベントのほか、親子での体験教室も人気があります。

5、課題についてでございます。

子育て支援機能を追加して改修したところですが、施設本体の老朽化により修繕箇所も多く、計画的な修繕が必要となっているところでございます。

従業員の高齢化と、猛暑の影響によりまして、ぼたん園などの屋外環境の整備が大変になっております。

また、ぼたん園の来場者は、ぼたん・しゃくやく祭りの開催期間が約1か月間程度しかなく、通年の花壇整備等により、市民公園として日常利用されるような工夫が必要であると考えております。

また、子育て世代やペット連れなど、多様な集客を図る工夫が必要であると考えております。

6、今後の展開についてでございますが、キッズランドモーリーの遊びゾーンを定期的に入れ替えるなど、来場者を飽きさせないよう工夫を凝らして運営していきます。

ぼたん・しゃくやく祭りの開催期間以外にも来園してもらえるよう、指定管理者や地域おこし協力隊員、岩手県立花泉高等学校の生徒たちと連携しながら魅力的な取組を展開していくところでございます。

7、その他につきましては、アンケート結果を別紙1としてつけております。

また、施設概要を別紙②としてつけておりますので、参照いただければと思います。花泉観光開発株式会社の決算状況もございますので、併せてお目通しいただきたいと思っております。

以上、簡単ですが、運営状況についての説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

委員長：これより質疑を行います。

佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：今日の説明は、決算審査の際に要望して、こういった状況を示していただかないと決算書の審査ができかねるということを私のほうから申し上げて、今日の説明に至ったのかと思いますが、そうですね。

委員長：小野寺商工労働部長。

商工労働部長：決算審査分科会の際にも改修後の状況について資料がないというようなことでしたので、その際にもその時点での説明もしたところでございますが、改めて今回説明させていただくというようなことでございます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：このような格好で定期的にというわけではないですが、やはり決算審査をする前にそういったことの状況説明は今後もやっていただきたいと思っておりますし、この中で出ている成果と課題は、これ施設ごとにやっていただかないと、成果が全部これキッズランドモーリーの成果のことで書いているようではございますけれども、ぼたん園のこととか施設ごとの成果と課題については、きちんと整理してほしいという思いがあります。

この辺については、全部キッズランドモーリーの成果しか出ていないと思っておりますので、きちんと分けてやってほしいと思っております。

それから、今後の展開の花泉高等学校等と連携しながら魅力的なという、ここの意図

をちょっと説明してくれませんか。

地域おこし協力隊はあれですけども、花泉高等学校と連携しながらというその意図を、文章の意図を説明願いたいと思います。

委員長：菊池産業建設課長。

産業建設課長：今、花泉高等学校でも、花高魅力化プロジェクトというものをやっております、そちらのほうの現場として花と泉の公園を活用していただいて、相互にとって魅力的な展開を図っていくというようなことで記載させていただきました。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：そうすると、花泉高等学校の人たちの意見等を踏まえながら、こういった今後の運営に関しての展開を考えていくというのは会社側が考えているのですか、それとも行政側、花泉支所のほうで考えていることなのですか。

委員長：菊池産業建設課長。

産業建設課長：実際、事業に取り組むときには、花泉観光開発株式会社と市と一緒に協議した中で、どのような展開を進めていくかというのは実際には考えます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：いろいろな方の意見を聞くというのは、地域の方々の意見とか来場者の意見を聞きながらということですけども、花泉高等学校と連携しながらとなってくると、花泉高等学校のウェートというか、そのクラブか何かに入っている方々の意見ということなのだろうけれども、子供たちの意見は大事だけれども、何かもうちょっとやり方があ\n\nるのではないかという気がします、このように書いているので、その辺について検討していただきたいと思います。

それから、運営状況の中で非常に評価できるのは、来園が何回目ですかというようなことで、5回目以上だという方が26%もいると。

非常にこれは大きいと思っているのですけれども、この来園の何回目というのが、5回目というのは、これはモーリーだけではなくてあくまでもぼたん園とか、花と泉の公園に来たという捉え方でいいのですか。

この来園は何回目という、ここの数え方を教えてほしいのですけれども。

委員長：菊池産業建設課長。

産業建設課長：アンケートについては公園全体の数字というように捉えていただいて結構です。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：さっきの件と同じで、やはりこれらもどこの施設のことを言っているのか分かるような格好で示していただきたいと思います。

それから改善点で、遊び道具、遊具、それから道具の管理、冷暖房設備を整える、それから、入場料金を100円から200円取ってもよいので、施設を充実させてほしいとかという意見があるのですけれども、これは例えばその遊具等を設置する、更新していくというのは、予算はどっちでやるものですか。

市側でやらなきゃいけないのか、花泉観光開発株式会社のほうでやらなきゃいけないことか、その基本的な考え方はどっちですか。

委員長：岩渕商工観光係長。

商工観光係長：遊び道具とかそういった消耗品関係は、指定管理料の中に含めて払っております。

大きな遊具等備品になるようなものについては、市のほうで設置をするということになっていきますので、今、段ボールの遊具等ありますが、そういったものが壊れた場合は市のほうで準備するというような形になるかと思えます。

冷暖房費については、施設管理費として指定管理料のほうに含めて支払いをしております。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：ここに、冷暖房設備を整えると書いてあるけれども、現在はないのですよね。

新たに設置するならば指定管理料でやると、会社のほうで大変だと思うのですけれども。

委員長：岩渕商工観光係長。

商工観光係長：設備ということですが、モーリーのベビースペースという部分には冷暖房を完備しておりますが、それ以外の部分、例えば砂場とか、あとはボルダリングのところについては冷房設備は現在ありません。

そういった部分で、子供たちが遊ぶのに暑いというような御意見をたくさんいただいておりますが、基本的には屋根のかかった公園ということで整備をしておりますので、冷房設備を整えてほしいという要望はありますけれども、なかなか設置はできないというところで、会社側として業務用の扇風機を何台か準備をしてそれでやったり、あとはスポットクーラーを購入して設置をしたりということで、現在対応をしております。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：そういった大型のものについては、市のほうで検討するという考え方でいいの

でしょうか。

この3,500万円幾らの指定料の中で全部やってくださいというのは、会社側では無理でしょう。

例えば設置するとなれば。

委員長：岩渕商工観光係長。

商工観光係長：そのとおり、大がかりなものについては市が設置するということになりますが、施設改修の段階でエアコンの、ベゴニア館自体の冷暖房設備が壊れて、その改修だけで数千万円かかるということで、その改修については見送ったという経過がございます。

なので、現状の中でなるべく工夫をして、お客さんのニーズに応えられるように整備をしていくということになっております。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：せっかくこういう格好で施設を改修しながら、数字的にもある程度人数も増えてきているような中で、これからそういった設備をきちんと整備して、もっともっと来園の方々を増やそうというのであれば、やはり金をかけるところはかけないといけないと思うのです。

特に、暑い季節の冷房とかというのは必要なものであるもので、これは別個に会社のほうに協議しながら、市のほうでやはり考えていかなければいけないのではないかと思います。

それで会社のほうも非常に大変な状況だと思うのです。

それでもう一つ聞くけれども、市の決算状況の指定管理料と花泉観光開発株式会社の指定管理料の額が違うのですけれども、この差は何ですか。

委員長：岩渕商工観光係長。

商工観光係長：市の決算については税込みの金額になっておりますが、花泉観光開発の決算は税抜きとなっております。

会社決算でありますので税抜き決算という形ですので、金額が違うということになります。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：説明を受けて初めて分かった。

その辺もやはり記載しておかないと、資料で数字で示すときには、その中身が何でここが違うのかと具体的に思うものですから、その辺もやはり書いておいてもらわないといけないと思います。

最後に、さっきの100円から200円の入場料を取ってもいいのではないかとという利用者

側からの意見があるのですけれども、その辺は市のほうでどう考えますか。
入場料払ってもいい設備にしてくれという意味だと思うのです、利用者側は。
そういった意見について、市のほうではどのように捉えているのか。

委員長：小野寺商工労働部長。

商工労働部長：利用者側からそういうような意見もあったというところがございますので、現在の利用状況、花と泉の公園の中において、子どもの遊び場というようなのが非常に利用者が増えてきているというところの状況は、市のほうといたしましてもいい傾向であるというようには考えているところでございます。

そういった中で、入園料を取って施設を整備していくか。

あるいは、ある程度の設備に抑えながら無料で利用していくかというところなどは、それぞれ利用者側にとっていろいろな意見があるというように考えるところでございますので、このところについてはもう少し状況のほうを調べまして、その上でどのような対応がいいのかというようなことを検討してまいりたいと考えております。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：本当に花と泉の公園、一生懸命会社のほうも頑張っているようですし、やはりこの施設を本当に大事に考えて、もっともっといい施設になって利用客がどんどん来るような体制をぜひ当局側も取ってほしいと思います。

会社のほうでも頑張っているのは聞こえてきていますので、ぜひその辺の考え方を市のほうもしっかりしてほしいと思います。

以上です。

委員長：猪股委員。

猪股委員：私は7のその他の部分で、(2)施設概要ですけれども、もう一つの資料のこのパンフレットを見ると、いわゆる施設全体のイメージがあって、この施設概要のところには主要施設だけれども、実際管理しているところはのり面とか様々なこの施設以外の木が生えていたり、土手だったりというようなところがあるかと思うのですけれども、そこら辺の維持管理というのも結構かかるのではないかと思うのです。

表し方というか、景観上の部分も含めて、表し方としてはそういうようなところも含めて施設というような部分で明示してもらおうと、より分かりやすいと思っております。

聞きたいのは、その施設のここに書かれている以外の施設の部分の維持管理というのはどのような形で行われて、それに対して指定管理料で委託料というようなものがしっかり払われているものかどうかというような部分をちょっと確認のためにお伺いしたいと思います。

委員長：岩渕商工観光係長。

商工観光係長：施設内の管理ということで、市道の草刈りも年3回と記憶しておりますが、そういった部分も含めて全て指定管理料の人件費のほうでお支払いをしています。

委員長：猪股委員。

猪股委員：ちょっとそのボリューム感というか、管理しなければならない面積がどれくらいあるのかというような意味合いでこの施設概要というような部分で明示してもらおうと、発券所10平米と書いているのに、はるかに多い面積の部分がちょっとどこにも出てこないという部分で、今後そこら辺の部分を含めて施設概要というようなことで表示してもらおうといいのかなと思っております。

これは要望です。

それからもう一つ、お願いします。

施設の老朽化というのは、モーリーだけではなくて施設全体的なお話だと思います。

その中で、指定管理料を払っているわけですが、施設の壊れ具合に応じてこれくらいしか営業ができないというような計算ではなくて、施設がきちんと使えた上で営業してもらってこれくらいの経営になるだろうというような試算になっていると思いますので、そういう意味では機能として、例えば交流プラザというところに限って言えば、照明とかもあまり整備されていないというか、実際使っている人からのクレームもあるようですので、やはりしっかりそこら辺は指定管理料を払っている前提があるはずですから、その施設の維持管理をしっかりやっていくというような部分が必要と思われますが、そこら辺に対する考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

委員長：菊池産業建設課長。

産業建設課長：施設管理につきましては、今現在、例年、その都度その都度やってきたところですけれども、先ほど資料説明の中で申し上げましたとおり、かなり大小修繕する箇所が多数ございます。

その中で、花泉観光開発と市とで今年度一旦整理しまして、今60を超えるような修繕箇所がございます。

これについて、今、優先度とか整理いたしまして、通常の施設修繕料のほかに必要なものについては施設最適化の中で予算要求をしながら、随時修繕をやっていくというように考えているところでございます。

委員長：猪股委員。

猪股委員：あとは意見になりますけれども、今おっしゃられたように随時ということなのですが、実際使うほうの身になってみれば、いろいろ気になる部分も出てくるかと思えますので、そこら辺は優先順位の中にももちろん利用者の要望というようなことも含めて考えられると思えますので、対応していただきたいと思えますし、いずれ指定管理料というのは先

ほど来もお話ししているように、施設がしっかり機能した上で営業してもらおうというのが設置者側の義務でもあると思いますので、ぜひ計画的に対応をお願いしたいと思います。

以上です。

委員長：ほかに、ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ質疑を終わります。

以上で、花と泉の公園の運営状況についての調査を終了します。

職員入替えのため、暫時休憩します。

(休憩 15:55 ～ 15:56)

委員長：再開します。

次に、県内の地域ジョブカフェの設置状況についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

小野寺商工労働部長。

商工労働部長：県内の地域ジョブカフェの設置状況についてであります。令和5年度におきましてこれまで県が設置し、地域と連携して運営してきた地域ジョブカフェでございますが、令和5年度から岩手県が運営から手を引いたというような現状がございまして、このことにつきまして県が設置し、地域と連携してきたジョブカフェ、それから当初から地域で設置している地域ジョブカフェ、こういったものがございまして、整理して資料に基づきまして、改めまして説明するものでございます。

資料につきましては、商政・労政課長から説明いたします。

委員長：須藤商政・労政課長。

商政・労政課長：県内の地域ジョブカフェの設置状況について、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まずは、ジョブカフェの概要でございますが、ジョブカフェとは、一般的に都道府県が主体的に設置する若者の就職支援をワンストップで行う施設であります。

地域の特色を生かして、就職のセミナーであったり相談、それから職業相談など様々な地域の特色を生かしたサービスを行っているところです。

後段で説明いたしますが、県が直接的に設置しているもののほか、岩手県内では市が独自に設置しているものもジョブカフェと称しております。

次に、県内における設置の経過について御説明いたします。

岩手県では、平成17年度から平成18年度にかけて、雇用情勢の厳しい県北・沿岸、そ

れから県境地域に設置をいたしました。

宮古市、久慈市、大船渡市、二戸市、そして一関市の5か所に、県と市で共同で運営する地域ジョブカフェを設置したところです。

この5か所の地域ジョブカフェとは別に、花巻市、北上市、奥州市、釜石市においては、市が独自に地域ジョブカフェとして設置しているものもご紹介します。

県は各自治体の運営による自立化を想定して地域ジョブカフェを設置しておりまして、令和3年度には地域ジョブカフェの見直しが行われて、令和4年度末には県が設置してきた地域ジョブカフェ、先ほど申しあげました宮古市、久慈市、大船渡市、二戸市と一関市の5か所に設置していた地域ジョブカフェが廃止となりました。

令和5年度からは新たに書いてありますが、一関市だけが先ほど県と市の共同で運営してきたジョブカフェを継続するといったような意思を示しまして、地域ジョブカフェを一関市では運営してきております。

現在、県内では、下の3番目の表にありますけれども、岩手県が設置し運営しているジョブカフェいわてのほか、花巻市、北上市、奥州市、釜石市、一関市が市が独自に設置をするジョブカフェとして運営をしているところです。

また、宮古、久慈、気仙、それから二戸には地域ジョブカフェが設置されなかったため、県が各合同庁舎などに雇用・労働相談窓口（ジョブサポートデスク）というものを設置しているところです。

3番目の県内の設置状況につきましては、先ほどの御説明と重なるところがありますが、1つ目、ジョブカフェいわては、岩手県が設置をして、富士通 JAPAN 株式会社に運営を委託しております。

配置人数等は記載のとおりですので省略をさせていただきます。

このうち、県の配置職員数は、相談員が3名、就職コーディネーターが2名配置されているところです。

それから下は、市が独自に設置をしているジョブカフェになりますが、ジョブカフェはなまきは一般社団法人ビジネスサポートセンター花巻に委託をしておりまして、配置人数は4人、それから県が配置している相談員は2名おります。

その下、北上市のジョブカフェさくらは、北上雇用対策協議会に委託をし、常勤職員は4名です。

相談員は2人と書いてありますが、米印となっております、こちらは直接ジョブカフェのほうに配置しているのではなく、地域産業高度化支援センターという県の施設に配置をされているものです。

その下、奥州市のジョブカフェ奥州につきましては、キャリアバンク株式会社に委託をして常勤職員は4名、同じく相談員は2名、コーディネーター1名と書いてありますが、こちらは県南広域振興局に配置をされている方になります。

当市のジョブカフェ一関は、NPO法人レスパイトハウス・ハンズに委託をしておりまして、常勤職員は5名です。

相談員は2名で、県が配置している職員が常駐をしている形になります。

ジョブカフェかまいしは、株式会社パソナ東北創生に委託をしておりまして、常勤スタッフは2名です。

相談員は1名、コーディネーター2名とありますが、こちらは沿岸広域振興局のほうに配置をされているものです。

ジョブカフェ関のNPO法人レスパイトハウス・ハンズに委託をした経緯でございますが、こちらは当初から国の事業であります若者サポートステーション事業を請け負っておりまして、関連するというような流れがありまして、一関商工会議所からレスパイトハウス・ハンズへの委託に切り替わったといったような経緯がございます。

説明は以上です。

委員長：これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ質疑を終わります。

以上で、県内の地域ジョブカフェの設置状況についての調査を終了します。

次に、東北銀行一関支店跡地の企業版ふるさと納税寄附申出についてを議題とします。
小野寺商工労働部長。

商工労働部長：東北銀行一関支店跡地の企業版ふるさと納税寄附申出についてでございますが、令和6年11月13日付で株式会社東北銀行から、市に対しまして寄附の申出があったことから、その概要について説明するものであります。

資料につきましては、商政・労政課長から説明いたします。

委員長：須藤商政・労政課長。

商政・労政課長：東北銀行一関支店跡地の企業版ふるさと納税寄附の申出につきまして、説明をさせていただきます。

資料に基づきまして、これまでの経緯でございますが、本年10月29日に一関商工会議所から商工会議所本所建物が老朽化しており、建て替えもしくは大規模改修の必要が高まったとして移転先を検討していたところであり、その移転先を市街地活性化施設（なのはなプラザ）に隣接する東北銀行一関支店跡地が最適と判断したことから、市が早期に取得し、整備した上で貸与されるよう要望する旨の要望書が提出されたところです。

要望書の記載の要約は、次のページに資料として掲載をしております。

また、株式会社東北銀行から、一関支店跡地の土地と建物について、令和6年11月13日付で企業版ふるさと納税制度を活用した寄附の申出があったところです。

株式会社東北銀行では、令和5年2月に一関支店の店舗機能を山目支店が営業する建物に移転集約したことから、一関支店があったなのはなプラザに隣接する施設は使用されなくなっておりました。

株式会社東北銀行において、土地及び建物の有効活用を検討してきたと伺っておりまして、提出された寄附の申出書には、一関市で実施される「一関市まち・ひと・しごと創生推進事業」に対して寄附することの申出があったところです。

申出書の記載内容も、次のページに資料として記載をしております。

申出のあった寄附の内容でございますが、土地、地目は宅地です。

所在地番は大町222番地、面積は786.31平方メートル、所有者は株式会社東北銀行です。

建物ですが、鉄筋コンクリート造り、大町218番の2番地、面積は1階が516.24平方メートル、2階が352.98平方メートル、合計で869.22平方メートルとなっております。

所有者も同じく株式会社東北銀行となっております。

市での検討状況についてですけれども、東北銀行一関支店跡地は市街地活性化施設の1階と2階部分に構造的に接した一体施設でありまして、建物の特性や立地条件なども踏まえた上で、できるだけ早期に結論を出したいと考えているところです。

次のページには、先ほど申し上げました一関商工会議所から提出された要望書の内容を一部抜粋で掲載しておりますし、また株式会社東北銀行からの寄附活用事業の申出書の内容も抜粋で掲載をしているところです。

資料3としましては、先ほど市街地活性化施設の一体的建物だと申し上げましたが、こちらの地下1階から5階までの所有状況、それから土地の所有区分を資料として掲載をしているところです。

説明は以上です。

委員長：これより質疑を行います。

佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：そもそも企業版ふるさと納税について、確認したいのですけれども、ふるさと納税の要は中身として、現金というか、ふるさと納税としてこの金額を使ってほしいと寄附するのと、土地とかをそういった形で寄附というのもふるさと納税に該当するのですか。

その基本的なことを確認したいのですけれども。

委員長：小野寺商工労働部長。

商工労働部長：現金以外のふるさと納税での寄附の取扱いについてでございますが、税法上、現金以外の資産であっても事業に直接供することができるものであり、かつ支出時の資産の価格を計算できるものであれば、地方創生応援税制の適用がある寄附として受領することが可能となる場合もあるというようなことでございます。

ただ、ただし書がございまして、一般に物品による寄附につきましては当該物品の価格を特定することが難しく、現金による寄附と比較してその寄附額を確定することが困難であると考えられるため、地方創生応援税制に係る寄附については、できる限り現金で受領するようにしてくださいというような、これは内閣府のQ&Aとなっております。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：そうすると、どの時点で東北銀行側がその資産の価格を示すのか、市のほうで不動産鑑定かけるのか分かりませんが、この額についてはまだ分からないのですか、土地の価格。

委員長：須藤商政・労政課長。

商政・労政課長：申出書には、株式会社東北銀行側からの資産価値については掲載があったところでございます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：それについては公表できないということなのですか。

委員長：小野寺商工労働部長。

商工労働部長：現在、寄附について受けるかどうか検討中というようなことでございますので、寄附を受けると確定すれば公表するものと考えておりますが、現時点では公表は差し控えさせていただきたいと思っております。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：最終的にこれが決定すれば、その辺の額をしっかりと示していただかないと、もちろん東北銀行側も困るでしょうし、ふるさと納税ということでのあちらでの支出の部分にも入るでしょうから、それは改めて教えていただきたいと思います。

それから、ここの建物については、登記簿上は各建物一体としての区分所有の登記がされていると思うのですけれども、その確認です。

全て株式会社東北銀行とあとはその他の遊戯施設とか前のダイエーとか全部区分所有されていると思っていましたが、建物の869.22平方メートルというのは、区分所有されている登記簿上の面積という捉え方でいいのですか。

委員長：須藤商政・労政課長。

商政・労政課長：そのとおりでございます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：一関商工会議所のほうでも、そういうことで今動き出しているということで、市のほうでも、できるだけ早期にということを考えているようではございますけれども、これ本当に市民のというよりも、大町の方々のやはり関心事であります。

やはり人の流れ等の中にはどうしてもこういった公共施設的な建物が大町の中にあるというのは、非常にまちづくりの大きなものになるので、ぜひこのできるだけということに期待して、早く結論を出してほしいと思います。

以上です。

委員長：猪股委員。

猪股委員：この寄附については寄附を希望する事業というようなことで記載があるのですけれども、負担付寄附というような部分に該当するものかどうかということを確認します。

委員長：小野寺商工労働部長。

商工労働部長：先ほどの内閣府のQ&Aを御紹介させていただきますが、まず、地方自治法上の負担付寄附でございますが、こちらは反対給付的な意味において、地方公共団体の負担を伴う一定の条件が付される場合、この負担付寄附というようなことで取り扱われるようでございます。

今回の場合のように、単に用途を指定するというような寄附につきましては、この負担付寄附に該当しないというようなことでございます。

本税制に係る寄附は、一般的には地方自治法上の負担付寄附には当たりませんというようなことでの解釈となっております。

委員長：猪股委員。

猪股委員：負担付寄附の部分ではそのような解釈ですけれども、いわゆる寄附を希望する事業という部分で、これ希望ですからあれなのですけれども、その義務が生じてくるという部分が出てくるのではないかと思うのですけれども、そこら辺の解釈と負担付寄附の解釈との整合性というのは、どのような解釈でしょうか。

委員長：小野寺商工労働部長。

商工労働部長：寄附を受けての義務というようなことになろうかと思っておりますけれども、その義務につきましては市のほうでその義務を履行するに当たって負担が生じるというようなことになろうかと思っておりますので、今回のように用途につきましては、あるいはその希望する義務につきましてもその立地を生かした事業に充ててほしいというようなことでございますので、その市の負担を伴う義務というようなことには該当しないものと思っております。

今回の場合は一般的には地方自治法上の負担付きの寄附には当たらないというようなことでの解釈でございます。

委員長：猪股委員。

猪股委員：改修事業とか負担は伴いますよね、お金とかも含めて。

いろいろと解釈の仕方があるのだと思うのですが、何となくそういうことがその希望に沿った形で義務ではないのだけれども、市の事業としてやりますという流れなのかどうかよく分かりませんが、私としてはちょっと分かりにくいなというところがありますし、そうすると負担付寄附ではないので議会の議決は要しないというような解釈でよろしいか。

委員長：小野寺商工労働部長。

商工労働部長：負担付寄附には当たらないというようなことで、議会の議決は要しないというようにございしますが、現金給付ではなくて物納というような形での寄附というようにになりますので、こちらのほうについては議会のほうに説明するようという趣旨でございします。

委員長：ほかに、ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：この際、委員として質疑したいので、暫時、副委員長と交代いたします。

副委員長：それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。
小野寺委員。

小野寺委員：私から、さっきはこの寄附を受ける建物なり土地の価値についてはまだ公表できないということですので、それはそれで了解しましたけれども、現実にはここから建物、土地も含めて固定資産税が納入になっているかと思いますが、その金額についてはどのような形になっているのか。

副委員長：菊地商政係長。

商政係長：株式会社東北銀行のほうからの固定資産税の額はあれなのですが、これまでも土地、建物の分として評価額に応じて賦課されて、固定資産税は納めていただいているところでございます。

副委員長：小野寺商工労働部長。

商工労働部長：固定資産税額については手元にはありますが、ちょっと一事業者の方の固定資産税を公表するというのがいいかどうか判断できませんので、控えさせていただきたいというように思います。

副委員長：小野寺委員。

小野寺委員：いずれ改めて、取得する土地の価値なり建物価値と合わせて、その辺の価格については聞く機会があるかと思しますので、今日はこの程度としておきます。

副委員長：それでは、委員長と交代をいたします。

委員長：皆さんのほうから、そのほかにございますか。
佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：先ほどの最後の部分での、できるだけ早期というのだけれども、一関商工会議所のほうの要望では、10月29日の要望書だけれども、いつまでに返事が欲しいとかということはないのですか、会議所のほうでは。

委員長：須藤商政・労政課長。

商政・労政課長：できるだけ早期にというようなことで、期日は示されていないところであります。

委員長：ほかに、ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、以上で質疑を終わります。

以上で、東北銀行一関支店跡地の企業版ふるさと納税寄附申出についての調査を終了します。

小野寺商工労働部長をはじめ、職員の皆さんにはお忙しいところ、ありがとうございました。

職員退室のため、暫時休憩いたします。

（休憩 16：21～16：28）

委員長：再開します。

以上で、予定した案件は終わりますが、前回申入れしました私どもの政策提言に係る現地調査について、前回お話ししました一関山本農場の山本さんといろいろお話ししました。

時期の問題もあるのだけれども、皆さんが現地に来るということであれば、来年の春の種まきに備えて、今、田起こしを始めているということでございますが、ちょっと有機の状況なり何なり現地を見るのは日程的にはちょっと……。

暫時休憩します。

(休憩16:28~16:29)

委員長 :再開いたします。
猪股委員。

猪股委員:提言の取りまとめにあつては、市当局のお話も聞きながら、より具体性が高まるような提言等をしていきたいと思しますので、そのような御配慮をよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 :ただいま猪股委員からそういうような御意見がありました、そのように進めることで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 :異議なしということですので、そういう方向で進めたいと思ひます。
最近、花巻市でもオーガニックビレッジ宣言を行ったというような、そういった取組事例も当局のほうから調査をして、次回の委員会では当局の今後の方向性について調査するということにしたいと思ひます。
以上で、本日予定した案件を終わります。
そのほか、委員の皆さんから何かございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 :なければ、以上で本日の委員会を終了いたします。
御苦労さまでした。

(午後4時29分 終了)